軍神の変突

— 中国古代に於ける戦争論の展開と蚩尤像

î

言

序

となった。

量式の地位についても、通説に反して蚩尤庶人説を主張していた。
 という種々の伝説について、多くの資料が大前提とする蚩尤作兵説を明確で否定する。また『大戴礼記』用兵篇が表示した。
 『呂氏春秋』蕩兵篇は、多くの資料が大前提とする蚩尤作兵説を明確『呂氏春秋』蕩兵篇は、多くの資料が大前提とする蚩尤作兵説を明確に否定する。また『大戴礼記』用兵篇のみは、そうした。
 正否定する。また『大戴礼記』用兵篇のみは、そうした。
 正否定する。また『大戴礼記』用兵篇のみは、そうした。

そこで、引き続き本稿では、『呂氏春秋』『大戴礼記』がこうした特異

湯

浅

邦

弘

第一章 『呂氏春秋』の蚩尤像

な蚩尤像を提示する理由について考察を進めて行くこととする。

島根大学教育学部紀要(人文・社会科学)第二十七巻 一頁~二三頁 平成五年十二月 兵の自りて来る所の者は上し。始めて民有ると倶にす。凡そ兵な る者は威なり。 威なる者は力なり。民の威・力有るは性なり。性

続いて、兵の正当性を、人間の本性や天に結び付けて次のように説く。

その冒頭、「古の聖王は義兵有りて偃兵有る無し」と述べる蕩兵篇は、

者は革むる能はずして工者も移す能はず。なる者は天より受くる所なり。人の能く為す所に非ざるなり。武

い。から付与されたものであり、決して人間が後天的に具備したものではなから付与されたものであり、決して人間が後天的に具備したもの性は天性の中に「威」「力」が存在するからに他ならない。しかもその性は天即ち、戦争は人間の誕生とともに在ったのであり、それは、人間の本

蚩尤作兵説の否定が見えるのは、この文脈上である。そして次に、社会の形成過程にも「争」が不可欠の存在であったと説く。このように、蕩兵篇は先ず、兵と人性との不可分の関係を主張する。

故に古の賢王、義兵有りて偃兵有る無し。

、出れてからず、上むべからず、との自りて来る所の者は久し。禁ずべからず、上むべからず。故におっ。君又以て之を治むるに足らず。故に天子を立つ。天子君を立つ。君又以て之を治むるに足らず。故に天子を立つ。天子君を立つ。君又以て之を治むるに足らず。故に天子を立つ。天子の立つや君に出で、君の立つや長に出で、長の立つや争に出づ。天子の立つや君に出で、君の立つや長に出で、長の立つや争に出づ。本により、当れている。……五帝固より相与に争ふ。……兵の自りて来る所の者は久し。……五帝固より相与に争ふ。……兵の自りて来る所の者は久し。……五帝固より相与に争ふ。……兵の自りて来る所の者は久し。

のではなく、人間存在そのものに関わる必然的事象であったと説くので蕩兵篇は、戦争の開始や武器の創造が蚩尤の特殊個人的な行為によるも時、民固より林木を剥ぎて以て戦」っていたのだと主張する。つまり、或説に対して、蕩兵篇は、それを明確に否定し、「未だ蚩尤有らざるの或説に対して、蕩兵篇は、それを明確に否定し、「未だ蚩尤有らざるのがら「天子」へという社会形成は「争」によって促進されたと説くのでから「天子」へという社会形成は「争」によって促進されたと説くのでから「天子」へという社会形成は「争」によって促進されたと説くのである。

ある。

の定義を用いて次の如く反論する。

更に、あらゆる武力行使を否定する偃兵論者に対しては、独特の「兵」能はざれば則ち禍と為る」と、その運用の巧拙が問題なのだと主張する。ず。巧有り拙有るのみ」「善く之を用うれば則ち福と為り、之を用うるず。巧有り拙有るのみ」「善く之を用うれば則ち福と為り、之を用うる従って、戦争それ自体が悪なのではなく、「誅伐は天下に優む可から

終身兵を用うるも而して自ら悖るを知らず。 以者皆兵なり。微巨の争なり。今の世の偃兵を以て疾説する者、八者皆兵なり。後闘するは兵なり。三軍攻戦するは兵なり。此のは兵なり。色を作し傲言するは兵なり。援推するは兵なり。連反兵の微を察するに、心に在りて未だ発せざるは兵なり。疾視する

と批判するのである。 論者も論争という「兵」を自ら用いていながらそれを認識していない、攻戦する」という「巨」なるものまで全て「兵」であると主張し、偃兵即ち、「心に在りて未だ発せざる」という「微」なるものから「三軍

このように、蕩兵篇に於ける蚩尤作兵説の否定は、単に蚩尤神話の一を非りて救守を取る。……攻伐の救守と一実なり」(振乱)、「夫れ救守を非りて救守を取る。……攻伐の救守と一実なり」(振乱)、「夫れ救守らば、攻伐も亦た可、救守も亦た可なり」(禁塞)の如く、『呂氏春秋』は、積極的な軍事活動を抑制せんとする偃兵・非攻・救守説を厳しく批は、積極的な軍事活動を抑制せんとする偃兵・非攻・救守説を厳しく批け、交伐も亦た可、救守も亦た可なり」(禁塞)の如く、『呂氏春秋』は、積極的な軍事活動を抑制せんとする偃兵・非攻・救守説を厳しく批け、政伐を非るもの多し。攻伐係諸篇に於ても同様であり、「今の世、学者攻伐を非るもの多し。攻伐係諸篇に於ても同様であり、「今の世、学者攻伐を非るもの多し。攻伐

異伝を紹介したというものではなく、その特異な義兵説の主張と密接な

われてしまうことを意味する。という。それは、他の各篇に於て展開される義兵説の大前提が、ここで失性「威」「力」に見出だす先の見解と重大な齟齬を来すことになるであ戦争の発生を蚩尤個人の特殊性に求めることは、戦争の起源を人間の本関係にあることが分かる。蕩兵篇にとって、仮に蚩尤作兵説を容認し、

『呂氏春秋』全体の構成や内容とも無関係ではないと考えられる。 また、この作兵説の否定は、蕩兵篇やそれに続く諸篇のみならず、

のである。

考えられるのである。 『呂氏春秋』全体の構成・内容とも深い関わりを持って存在していると 図を持って、十二紀という時令中の「秋」に配置されているのである。 図を持って、十二紀という時令中の「秋」に配置されているのである。 のではなく、偃兵・非攻説批判、特異な義兵の主張という明確な意 がに、蕩兵篇に於ける蚩尤作兵説の否定は、直接的には蕩兵篇に於け なに、蕩兵篇に於ける蚩尤作兵説の否定は、直接的には蕩兵篇に於け という明確な意

『太平御覧』引く『太白陰経』の次のような記載を挙げる。の時代が存在したことを言うのみである、と。そして、その根拠として、の時代が存在したことを言うのみである、と。そして、その根拠として、の時代が存在したことを言うのみである、と。そして、それは、蚩尤が梁祠画象中黄帝蚩尤古戦図考」の次のような見解がある。即ち、『呂氏なお、『呂氏春秋』の蚩尤作兵説否定については、既に劉銘恕「漢武

を制して旗幟を建て、虁鼓を樹つ。 尤の時、金を爍して兵と為し、革を割きて甲と為し、始めて五兵の時、石を以て兵と為し、……黄帝の時、玉を以て兵と為す。蚩上古庖羲氏の時、弦木もて弓と為し、剡木もて矢と為す。神農氏

と考えられる。した一伝説であり、『呂氏春秋』蕩兵篇の如き主張とは本質的に異なるう歴代聖王各々の武器製造伝説と蚩尤作兵伝説とを矛盾なく統合せんと存在していたことになる。しかしながらこれは、庖羲・神農・黄帝とい存在していたことになる。しかしながらこれは、庖羲・神農・黄帝とい確かに、この『太白陰経』では、蚩尤以前にも、木・石・玉製武器が

『呂氏春秋』が主張するのは、単に蚩尤以前にも木製・石製等の武器 で表兵説との関係に注目する必要があると思われる。 ではり、この蚩尤作兵説の否定については、『呂氏春秋』の特異的に『太白陰経』所収の武器伝説と結び付けたものではないかと考えらは一切言及せず、また蚩尤が銅兵の創作者であると主張する訳でもない。 従って、右の見解は、蕩兵篇全体の文脈を見落とした上で、やや短絡的に『太白陰経』所収の武器伝説と結び付けたものではないかと考えらめに『太白陰経』所収の武器伝説と結び付けたものではないかと考えられる。やはり、この蚩尤作兵説の否定については、『呂氏春秋』の特異れる。やはり、この蚩尤作兵説の否定については、『呂氏春秋』の特異れる。やはり、この蚩尤作兵説の否定については、『呂氏春秋』の特異れる。やはり、この蚩尤作兵説の否定については、『呂氏春秋』の特異が存在したという歴史的事実ではなく、また、歴代聖王各々の時代に各々が存在したという歴史的事実ではなく、また、歴代聖王各々の時代に各々の武器が存在したという歴史の武器を作ります。

第二章 『大戴礼記』用兵篇の蚩尤像

それでは、この『呂氏春秋』同様、蚩尤作兵説を否定する『大戴礼記』

について検討する。 以下では、『大戴礼記』の思想とその蚩尤観

る。

第一節 『大戴礼記』の成立事情と資料的価値

内容分析の前に、先ずこうした点について言及しておきたい。価値については、これまで種々の見解が提出されてきている。本節では、『大戴礼記』は、前漢・戴徳の著とされるが、その成立事情や資料的

『礼記』の成立について、『四庫全書総目提要』は、『隋書』経籍志を出た。これが所謂『礼記』である。 関代初期、河間献王の時に孔子旧宅壁中よりの『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『大戴礼記』を削って四十六篇としたものが『小戴礼記』であり、後楽記二十三篇を見出だして計二百十四篇とした。その後、后蒼より礼学を修めた戴礼記』を削って四十六篇とした。その後、后蒼より礼学を修めた戴礼記』を削って四十六篇とした。その後、后蒼より礼学を修めた戴徳記』を削って四十六篇とした。その後、后蒼より礼学を修めた戴礼記』である。

儒家の思想とを伺い知る貴重な資料であると言うことができる。 即ち、この所伝に従えば、『大戴礼記』は、『礼記』成立以前の古礼と

であり、それをさらに刪略したものが『小戴礼記』四十九篇であるとす二百四篇(劉向未校定の旧本)を刪取したものが『大戴礼記』八十五篇篇、孔子三朝記七篇、王史氏記二十一篇、楽記二十三篇を合わせた古礼また、晋の陳邵『周礼論』は、礼の記百三十一篇、明堂陰陽記三十三

る。明堂記・楽記各一篇を加えて四十九篇としたものが『礼記』であるとす明堂記・楽記各一篇を加えて四十九篇としたものが『大戴礼記』八十五篇、それをさらに刪略したものが『小戴礼記』八十五篇、礼説『后氏曲台記』百八十篇を刪略したものが『大戴礼記』八十五篇、また、『初学記』巻二十一の引く一説によれば、前漢宣帝期、后蒼のまた、『初学記』巻二十一の引く一説によれば、前漢宣帝期、后蒼の

謂『礼記』であると説く。向が校訂し、月令・明堂記・楽記各一篇を加えた劉向本四十九篇が、所向が校訂し、月令・明堂記・楽記各一篇を加えた劉向本四十九篇が、所記』)、戴聖がさらに四十六篇とした(即ち『小戴礼記』)。 更にこれを劉含む劉向未校の礼の旧記二百四篇を戴徳が八十五篇とし(即ち『大戴礼また、武内義雄「儒学資料として見たる両戴記」は、孔子三朝記等を

ほぼ共通の認識を示していると言える。 戴礼記』が漢代以前の礼と思想を温存する古文献である点については、古礼→『大戴礼記』→『小戴礼記』という継承の過程、及び戴徳の『大古れ→の説は、細部の見解については微妙な相違点を持ちながらも、

応の独立性を持って存在していたと考えられている。(用兵篇を含む)についても、『大戴礼記』に編入される以前から既に一またこれらの説では、本稿の考察で直接問題となる孔子三朝記七篇

ないと推測する。そして、こうした偽書説は、姚際恒『古今偽書考』、し、現行本『大戴礼記』は後人が偽作したものであり、戴徳の本書では記』に他文献との類似箇所が見えることから、その成立時期に疑問を呈重複し、礼察・保傅篇が賈誼『新書』と重複部分を持つなど、『大戴礼斎書録解題』は、『大戴礼記』の内、哀公問・投壷篇などが『礼記』と斎書録解題』は、『大戴礼記』の信憑性については異説もある。陳振孫『直

にもなっている。『大戴礼記』に関する研究が『礼記』ほどに進展していない一つの原因黄雲眉『古今偽書考補証』などの等しく支持するところとなり、現在、

が引用したのでもないと、安易な偽書説を批判するのである。『大戴礼記』の資料的価値をむしろ高く評価しようとする。即ち、『大戴礼記』の資料的価値をむしろ高く評価しようとする。即ち、『大戴礼記』の資料的価値をむしろ高く評価しようとする。即ち、『大戴しかしながら、王聘珍『大戴礼記解詁』は、かかる偽書説を批判し、しかしながら、王聘珍『大戴礼記解詁』は、かかる偽書説を批判し、

また『大戴礼記解詁』は、『大戴礼記』の内の千乗・四代・虞戴徳・また『大戴礼記解詁』は、『英書』芸文志の論語類に記録されお、先行していた「孔子三朝記」「曽子」を『大戴礼記』の側が後にれも、先行していた「孔子三朝記」「曽子」を『大戴礼記』の側が後にれも、先行していた「孔子三朝記」「曽子」を『大戴礼記』の側が後に記録されている古文献「曽子」諸篇を劉向が七略編纂の際に分出したものであると推定する。

み出す見解であると考えられ、その妥当性については充分な検討を要すれは、『大戴礼記』の成立や両『礼記』の系統性に関する通説を一歩踏についても、本来『大戴礼記』中に存在した資料であると主張する。こその資料的価値を高く評価せんとするのである。また、「孔子三朝記」このように『大戴礼記解詁』は、両『礼記』を、『古文記』を祖とす

よう。 (部) 書説については、その再考の必要性を明らかにしているものと評価し得書説については、その再考の必要性を明らかにしているものと評価し得ると思われるが、少なくとも、『大戴礼記』研究の障壁となってきた偽

い儒家資料であるとの前提の下に、考察を進めていくこととしたい。「孔子三朝記」についても、劉向校訂以前から一応の独立性を持った古ては、ひとまず『大戴礼記解詁』等の見解に従い、また、用兵篇を含むの問題などについてはともかく、『大戴礼記』の資料的価値自体についの問題などについてはともかく、『大戴礼記』の関係、両『礼記』の系統性

第二節 用兵篇の蚩尤像

ず、関係部分を以下に掲げてみる。魯の哀公と孔子とに仮託された問答によって構成されている。そこで先魯の哀公と孔子とに仮託された問答によって構成された七篇中の一篇で、右の如く、用兵篇は元「孔子三朝記」と総称された七篇中の一篇で、

て百姓を刈り、国家を危くするなり」。残を禁じ暴を天下に止むるなり。後世の貪者の兵を用うるや、以子曰く、「胡為れぞ其れ不祥なるや。聖人の兵を用うるや、以て公日く、「兵を用うるは、其れ由不祥なるか」。

公日く、「古の戎兵、何くの世に安にか起こる」。

公曰く、「蚩尤作兵するか」。

子曰く、「傷害の生ずるや久し。民と与に生ず」。

り。何の器か之れ能く作さんや。蜂蠆挟螫にして生まれて害せら親を顧みず、厥の身を喪ふ。蚩尤は惛慾にして厭くこと無き者な子曰く、「否。蚩尤は庶人の貪者なり。利に及んで義無く、厥の子曰

乱人之を興して厥の身を喪ふ。……」有り。故に兵の作るや、民と皆に生ず。聖人利用して之を弭め、有の。故に兵の作るや、民と皆に生ず。聖人利用して之を弭め、人生まれながらにして喜怒

蚩尤が「作兵」したという通念とがある。 右の如く、哀公の側には、用兵が「不祥」ではないのかという疑問と

行使を正当化する。 行使を正当化する。 そして、蜂や毒虫が人を刺すのは、危害で、作兵説を明確に否定する。そして、蜂や毒虫が人を刺すのは、危害また、蚩尤作兵説については、蚩尤を「庶人の貪者」に過ぎぬとした上また、蚩尤作兵説については、蚩尤を「庶人の貪者」「乱人」の兵と「後世の貪者」「乱人」の兵と「たいけして、孔子は、「聖人」の兵と「後世の貪者」「乱人」の兵と

秋』蕩兵篇の立場に類似すると言えよう。の見解は、兵の起源を人間の「威」「力」という本性に求める『呂氏春の見解は、兵の起源を人間の『威」「力」という本性に求める『呂氏春「喜怒」を有する人間の誕生とともにあった、と主張するのである。こにして喜怒有り。故に兵の作るや、民と皆に生ず」と、兵は本来的にこのように孔子の側は、兵の起源を蚩尤とはせず、「人生まれながら

また、これに続く用兵篇後半部の主張は次の如くである。

本の軍事活動は、政治・道徳の理に適っていれば、むしろ積極的に肯定を背景に、君主の政治論・道徳論へと終結して行くのである。そして、人為が天意に感応し、それに応じて天の禍福が下るとする天人相関思想が、という天の災禍を受けて滅んだ、と説く。つまり、その軍事思想は、人為が天意に感応し、それに応じて天の禍福が下るとする天人相関思想は、大為が天意に感応し、それに応じて天の禍福が下るとする天人相関思想は、大為が天意に感応し、それに応じて天の禍福が下るとする天人相関思想は、大為が天意に感応し、兵を正しく利用した聖人(堯舜禹湯文武)は「其のされるのである。

がある。そこで次章では、『大戴礼記』全体へと視野を拡大し、用兵篇に、蚩尤が「庶人の貪者」とされている理由をも合わせて解明する必要性格の相違についても考慮する必要があり、また、用兵篇の場合には更きれについては、『大戴礼記』と『呂氏春秋』との思想的為兵篇の場合と同様、兵の正当化という点を先ず挙げることができるでこのように、用兵篇が蚩尤作兵説を否定する理由については、前記の

の蚩尤観と『大戴礼記』全体の思想的特色との関係について検討する。

第三章 『大戴礼記』の人間と戦争

『大戴礼記』に於ける聖人観・人間観・戦争観を順に取り上げたい。こで、その蚩尤観の真相を解明するための諸要素として、以下では、当化がなされ、更に、戦争と人間との密接な関係が指摘されていた。そ用兵篇では、聖人の兵と乱人の兵とが峻別されており、聖人の兵の正

第一節 聖 人

存在として登場する。(先ず、『大戴礼記』に描かれる聖人は、人間社会を支配すべき超越的)

戦(取)し、心力耳目を労し、水火材物を節用す。生きて民其の百年と。請ひ問ふ黄帝とは人なるか、抑々人に非ざるか、何を以て三百年に至れるかと。……孔子曰く、黄帝は、少典の子なり。け、万民を撫し、四方を度り、熊羆貔豹虎に教へ、以て赤帝と版け、万民を撫し、四方を度り、熊羆貔豹虎に教へ、以て赤帝と版泉の野に戦ひ、三たび戦ひて、然る後其の志を行ふを得たり。黄帝黼黻の衣、大帯、黼裳、龍を乗とし雲を扆として、以て天地の帝黼黻の衣、大帯、黼裳、龍を乗とし雲を扆として、以て赤帝と版は、幽明の故、死生の説、存亡の難に順ふ。時に百穀草木を播し、故た。

其の教へを用ひること百年、故に曰く三百年と。(五帝徳) 利を得ること百年、死して民其の神を畏るること百年、亡びて民

界の基礎を築き、「赤帝と版泉の野に戦」って勝利し、世界を平定した た がらにして神霊あり」「龍を乗とし雲を扆として、以て天地の紀、 年生きたというのは本当か、と問う。これに答えて孔子は、「生まれな をも含めて三百年間、長く世界に影響を与え続けたのだと説く。 化に努めたと述べる。こうした黄帝像を基に、孔子は、黄帝がその死後 とする。更には、「時に百穀草木を播し、故に教化して鳥獣昆虫を淳し、 の故、死生の説、存亡の難に順ふ」という超人的黄帝像を提示する。 日月星辰を厤離し、土石金玉を極畋」するなど万民の教化と世界の文明 この五帝徳篇では右の如く、孔子の弟子宰我が、黄帝は人間か、三百 次に、聖人とは何ぞやと問う魯の哀公に答えて孔子は次の如く述べる。 黄帝は「五気を治め、五量を設け、万民を撫し、四方を度」って世 孔子対へて曰く、所謂聖人なる者は、 知大道に通じ、変に応じて 幽明 ま

次に、聖人とは何ぞやと問う魯の哀公に答えて孔子は次の如く述べる。 現する所以の者なり。情性なる者は、知大道に通じ、変に応じて の書を知らず。此くの若ければ則ち聖人と謂ふ可し。(哀公問 はの善を知らず。此くの若ければ則ち聖人と謂ふ可し。(哀公問 はいる。

越的存在であるという点に於て、前記の黄帝像と類似する。更にまた、る為政者であり、また、「天地に配し、日月に参じ、雲蜺に雑」わる超ここで説かれる聖人は、「(その)知(が)大道に通じ」万民を支配す

の「道」や聖人を彷彿とさせる要素も備えている。「変に応じて窮まらず」「百姓淡然として其の善を知らず」の如く、道家

子は次の如く答える。 生た、四代篇では、「聖人何をか尚ぶ」という哀公の問いに対し、孔

率ひ行はれて、乃ち陰陽有り。陽を徳と曰ひ、陰を刑と曰ふ。子曰く、天徳有り、地徳有り、人徳有り。此れ三徳と謂ふ。三徳

「聖人」と定義している。常に節あるを、聖人と曰ふ」の如く、万物の生産と調節を把握する者を常に節あるを、聖人と曰ふ」の如く、万物の生産と調節を把握する者をまた、誥志篇でも、「天物を生じ、地物を養ひ、物備はり興りて時用

けられている。は利の本なり」の如く、「聖」は「仁」「信」「義」などの上位に位置付は利の本なり」の如く、「聖」は「仁」「信」「義」などの上位に位置付は知の華なり。知は仁の実なり。仁は信の器なり。信は義の重なり。義また「聖」概念自体についても、同じく四代篇に於て、「子曰く、聖

て世界を統治する存在であるとされている。 このように、『大戴礼記』に登場する聖人は、その超越的能力によっ

第二節 人 間

から直ちに想起されるのは、孟子や荀子の性説である。孟子は、善なるうに捉えているであろうか。『大戴礼記』が儒家的文献であるとの前提それでは、その聖人に統治される側の人間を、『大戴礼記』はどのよ

可能性を認めているのである。説く。即ち、いずれの場合も、遂には善に向かい得る、人性の大いなるの悪は学問や礼による規制などの後天的努力によって善に変化し得ると性が全ての人間に先天的に付与されていると説き、また、荀子も、眼前

在を指摘する。の場合と同様ではない。先ず、次の四代篇では、人間の美質と悪質の存の場合と同様ではない。先ず、次の四代篇では、人間の美質と悪質の存ところが、この『大戴礼記』に説かれる人間は、必ずしも孟子や荀子

「(ミピ)。 に在る者有り。貌色声に衆く悪有らば、必ず悪質其の中に在る者 蓋し人知る可き者有り。貌色声に衆く美有らば、必ず美質其の中

質を言うに過ぎないのか、今一つ判然としない。り、人間の本性の美悪を言っているのか、それとも単に「貌色声」の素と言うのである。但し、この美質・悪質が如何なる程度のものか、つま即ち、人に内在する美質・悪質は「貌色声」の美悪となって発露する

い存在とされている。 しかし、次の虞戴徳篇に於ける人間は、聖人による教化を期待し得な

のである。 お代排除することによって初めて「天下平かにして国家治ま」ると言う 子や荀子の如く、民の本性に期待を寄せるのではなく、こうした愚民を 聖人による教化を期待し得ぬ姦者は必誅の対象になると説く。即ち、孟 する者を「愚民」と定義し、更に「愚民を姦と曰ひ、姦は必ず誅す」と、 するる。

く説かれる。 く説かれる。 く説かれる。 をとされる「愚民」とが、異種の人間として想定されているのである。 なって、聖人の統治についても、こうした人間像を反映して、次の如 がって、聖人の統治についても、こうした人間像を反映して、次の如 がって、聖人の統治についても、こうした人間像を反映して、次の如 がって、聖人の統治についても、こうした人間像を反映して、次の如 なって、聖人の統治についても、こうした人間像を反映して、次の如 ないる。即ち、『大戴礼記』 はいる。 がのが「良民」である。千悪篇では、 と説かれる。

の天下を治むる者は必ず聖人なり。(誥志)を聖と為し、貴は次に、力は次に、美は次に、射御は次なり。古を聖と為し、貴は次に、力は次に、美は次に、射御は次なり。仁者民咸悪を廃して良に進み、上善を誘ひて罰を行なひ、百姓仁を尽

を前提とした議論が展開されている。また、次の文王官人篇では、「非誠質者」「貪鄙者」など、悪人の存在な」うという手段も想定されている。即ち、民は「悪を廃して良に進」むものとは言え、そこには「罰を行

之を隠さんと欲すと雖も、陽怒必ず見はる。 之を隠さんと欲すと雖も、陽喜必ず見はる。怒気内に畜ふれば、。四に曰く、民に五性有り。喜怒欲懼憂なり。喜気内に畜ふれば、

- ・五に曰く、生民に陰陽有り。人多く其の情を隠し、其の偽を飾り、 とお、外理に隠るる者有り、文芸に隠るる者有り、此くの如る者有り、知理に隠るる者有り、文芸に隠るる者有り、廉勇に隠る以て物に頼り、以て其の名を攻むるもの有るなり。仁質に隠るるので、生民に陰陽有り。人多く其の情を隠し、其の偽を飾り、
- り。 ・六に曰く、言行類せず、終始相悖り、陰陽克く易はり、外内合せ・六に曰く、言行類せず、終始相悖り、陰陽克く易はり、外内合せ

ここでは、民の「五性」として「喜怒欲懼憂」を挙げ、人は「多く其であると警告し、また、多様な人間像を列挙する中で、「誠質に非ざるであると警告し、また、多様な人間像を列挙する中で、「誠質に非ざるこのように、『大戴礼記』は、聖人の教化を期待できぬ人間の存在を指摘し、官人登用の際の留意点としている。 このように、『大戴礼記』は、聖人の教化を期待できぬ人間の存在を指摘し、官人登用の際の留意点としている。 ここでは、民の「五性」として「喜怒欲懼憂」を挙げ、人は「多く其であると言えよう。

第三節 戦争

子曰く、可なるかな。可なると雖も由らざるあり。此を以て上知、公曰く、善きかな、天を以て民に教ふれば、以て班くす可きか。様、武力の具備とその行使の正当性を主張するものとなっている。そこで、次に『大戴礼記』の戦争観であるが、これは前記の用兵篇同

ず、知を質として仁を好み、能く民の力を用ふ。(虞戴徳) を用ふ。是を以て高く挙ぐるも天を過ぎず、深く慮るも地を過ぎ の故に聖人の民に教ふるや、天に率ひて地を祖とし、能く民の徳 ざる有らば、必ず刃す。天に順ひて刑を作し、地庶物を生ず。是 故に子にして父に事へざる有らば、不順なり。臣にして君に事へ ざる有り。是れ天に反きて行なひを到(逆)にするに非ざるや。 けるや、天なり。子にして父に事へざる有り、臣にして君に事へ の斧鉞を行ふ所以なり。父の子に於けるや、天なり。君の臣に於

述べる。 問いに対し、孔子は「可なると雖も由らざるあり」と答える。即ち、天 を以て上知の斧鉞を行ふ所以なり」と刑罰執行の必然性を主張する。 もそれに従わぬ者もいるとする。そして、そうした民に対しては、「此 の在り方に沿った教化を行なうならば民を統治し得るが、中には必ずし た民のみならず、「臣にして君に事へざる」者も、必誅の対象になると ここでは、「天を以て民に教ふれば、以て班くす可きか」との哀公の ま

下に示すなり。諸侯は貢を天子に内れ、名に率ひて地実を勢すな 天子朔を諸侯に告げ、天道に率ひて敬んで之を行ひ、以て威を天 是を以て至らずんば必ず誅す。(虞戴徳)

や相違するかの如くである。 侯は朝貢によって君臣の名実を正し、天子への恭順の意を表明する。 ており、「斧鉞」「刃」「刑」「誅」等の必要性を主張する右の諸見解とや にそれを怠る諸侯は「是を以て至らずんば必ず誅す」とされる。 即ち、 次の主言篇では、為政に於ける「道」 天子は諸侯に暦を授け、 天道に順い人事を遂行する。一方、 一徳 の重要性が説かれ 故 諸

> て以て征す可し。 を修め、外に三至を行ふ。七教修りて以て守る可く、三至行はれ 治めざれば、以て霸主たる可からず。是の故に昔者明主内に七教 千里を取る可からず。博地衆民を有つと雖も、其の地を以て之を 非ざれば明かならず。国を有つと雖も、教へざれば服せず、 徳とは道を尊ぶ所以なり。是の故に徳に非ざれば尊からず、道に 孔子曰く、吾れ女に語げん、道とは徳を明らかにする所以なり。

「霸」「征」等を前提とした主張も見える。 を取る可からず」「以て霸主たる可からず」「以て征す可し」の如く、 教化の重要性が主張されてはいる。しかしながら、 ここでは確かに、「国を有つと雖も、教へざれば服せず」と、 同時に、「以て千里 徳治。

的には軍事力の行使に力点が置かれているように思われる。 故に曰く、所謂天下の至仁なる者は、能く天下の至親を合するな

また、次の主張も、一見、孟子の王道の主張に類似しながらも、

最終

故に曰く明主の征するや、猶ほ時雨のごとし。 を誅し、 ず道の廃する所の者なり。彼道を廃して行はず、然る後に其の君 海の内拱して俟ち、然る後に以て征す可し。明主の征する所、必 にするより大なるは莫し。有土の君此の三者を修むれば、 大なるは莫く、知とは賢を知るより大なるは莫く、政とは賢を官 咸通じ、然る後に以て征す可し。是の故に仁とは人を愛するより 謂天下の至明なる者は、能く天下の至良を選ぶなりと。此の三者 り。所謂天下の至知なる者は、能く天下の至和を用ふるなり。所 是の故に施を行ふこと彌々博く、親を得ること彌々衆し。 其の征を致し、其の民を弔ひて其の財を奪はざるなり。 至れば則ち民説ぶ 則ち四 此

れを之れ袵席の上に師を還らすと謂ふ。(主言)

う、用兵篇の主張と軌を一にしている。この点は、誅伐されてしかるべき諸侯を、正義の名の下に征伐するとい征する所、必ず道の廃する所の者なり」と、征伐の正当性を主張する。然る後に以て征す可し」という軍事力の発動にある。そして、「明主の然る後に以て征す可し」という軍事力の発動にある。そして、「明主のがる治治の主張を彷彿とさせるものの、その主旨は「此の三者咸通じ、即ち、ここでも、天下の「至仁」「至知」「至明」について論ずる点は、

ると考えていたようである。諸侯に対しては、刑罰や誅伐を有効な政治的手段として行使すべきであるのように、『大戴礼記』は、教化を期待できぬ愚民や、道を廃する

第四節 天道

る。

取り上げる。

取り上げる。

なお、その際、注目されるのは、そうした人事と天道との関係である。なお、その際、注目されるのは、そうした人事と天道との関係である。なお、その際、注目されるのは、そうした人事と天道との関係である。

取り上げる。

次のような性格である。(先ず、『大戴礼記』が天道を貴ぶべき理由として挙げるのは、天道の

公曰く、敢て問ふ、君何ぞ天道を貴ぶや。孔子対へて曰く、其の

(哀公問於孔子) 成るは、是れ天道なり。已に成りて明らかなるは、是れ天道なり。成るは、是れ天道なり。已に成りて明らかなるは、是れ天道なり。無為にして物过なり。其の久しきを閉じざるは、是れ天道なり。無為にして物已まざるを貴ぶ。日月の西東に相従ひて已まざるが如き、是れ天

う自然法的秩序として論じられ、また、人事との密接な関係が強調されていう無為にして偉大なる生産を、「天道を貴ぶ」理由として掲げる。という無為にして偉大なる生産を、「天道を貴ぶ」理由として掲げる。という無為にして偉大なる生産を、「天道を貴ぶ」理由として掲げる。さる」という永遠の運動、「無為にして物成る」「已に成りて明らかなる」哀公の問いに答えて孔子は、天道の「已まざる」「其の久しきを閉じ

くに節して、声を遠きに揚ぐ。(四代) では礼を出し、礼は刑を出し、刑は慮を出し、慮れば則ち事を近い、善いかな、再び此を聞かん。陽徳何をか出す。子曰く、陽率の行はれて、乃ち陰陽有り、陽を徳と曰ひ、陰を刑と曰ふ。公本の行はれて、乃ち陰陽有り、人徳有り、此れ三徳と謂ふ。三徳と曰く、天徳有り、地徳有り、人徳有り、此れ三徳と謂ふ。三徳

因循しなければ成就しないと述べ、更に、「明は孟なり。幽は幼なり。易く志成り難し」(誥志)と周の太史の言を引用して、政事は天の側にして、礼・刑という人間世界の秩序が形成されると説くのである。して、礼・刑という人間世界の秩序が形成されると説くのである。との対応関係を明示する。即ち、陰・陽という自然を規範と陰を刑と曰ふ」との対応関係を述べた後、更に「陽徳は礼を出し、礼は陰を刑と曰ふ」との対応関係を述べた後、更に「陽徳は礼を出し、礼はといて強れ、「陽を徳と曰ひ、ここで孔子は、陰陽と刑徳との関係について触れ、「陽を徳と曰ひ、

は高に平丘にら。関係を示し、日月の運行に表象される雌雄(陰陽)の交替を「正の統」関係を示し、日月の運行に表象される雌雄(陰陽)の交替を「正の統」史伯夷の言を引用して、明(陽)-孟-雌、幽(陰)-幼-雄との対応明幽は雌雄なり。雌雄迭に興りて順ひ至るは正の統なり」(誥志)と虞明幽は雌雄なり。雌雄な

こ。 また、この陰陽の他、四時と人事との対応についても、次のように説また、この陰陽の他、四時と人事との対応についても、次のように説

変ず。……司空は冬を司り、制度を以て地事を制す。(千乗)を司り、以て獄訟を聴き、民の煩乱を治め、権を執りて民を中に教ふ。……司馬は夏を司り、以て士に車甲を教ふ。……司寇は秋司徒春を典り、以て民の時に則らず、若はず、今からざるものに

張するのである。 では、司徒・司馬・司窓・司空の職務が各々春夏秋冬に配当され、 ではなる。 の課後に関して言えば、その秋の項に於て、「五兵及び木石を がる者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変える者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変える者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変える者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変える者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変える者を追ふ」と説かれている。即ち、悪賊の討伐は決して為政者の に変えるを講と に変えるを講と に変えるを であると主 を言えば、その秋の項に於て、「五兵及び木石を のである。

の「信」を四時の運行に求めんとする発想も見える。 同様に、「其の信に於けるや、四時春秋冬夏の如し」(主言) と、人事

聖人国を有てば、則ち日月食せず、星辰隕ちず、勃海運らず、河星辰などの異変となって発現する、との思考も見える。一方、こうした天道の在り方に人事が違反した場合には、それが日月

らず、深淵涸れず。(誥志) 満ち溢れず、川沢蝎きず、山崩解せず、陵谷に施らず、川浴処ま

であるう。であるう。であるう。であるう。であるう。であるう。であるう。であるう。であるの意識が認められるであたと人事の間に密接不可分の関係があるとする思考、また、人間の悪事だと人事の間に密接不可分の関係があるとする思考、また、人間の悪事だと人事の間に密接不可分の関係があるとの意識が認められるである。であるう。であるのである。ここには、別答、聖人が統治する際には、日食・月食・隕石などの異変、河川のあるう。

る保証を与えられている可能性が高いと考えられる。による軍事活動についても、その正当性はこうした天道観によって更な自然法的秩序と人事との相関関係が説かれている。従って、前記の聖人このように、『大戴礼記』に於ては、陰陽・四時を具体的内容とする

的構図が存在することが明かとなった。 を、天道による保証の下、軍事力を行使して処罰・討伐する、との基本 人間社会を統治すべき聖人が、教化を期待できぬ悪質を持つ愚民・姦者 道観を分析してきた。その結果、『大戴礼記』には、超越的存在として 以上、本章では、『大戴礼記』に於ける聖人観・人間観・戦争観・天

用兵思想を反映したものと推測されるのである。よる蚩尤作兵説の否定に関しても、やはり『呂氏春秋』と同じく、その『呂氏春秋』と類似する性格を持つと言えよう。従って、『大戴礼記』にむしろ積極的な用兵を主張しているのであり、この点、先に検討したこのように、儒家の文献とされる『大戴礼記』も、軍事に関しては、

帝之制器故事」の言及がある。斉思和は、黄帝伝説が成立する背景としなお、蚩尤作兵説が否定されている理由については、既に斉思和「黄

『大戴礼記』が蚩尤作兵伝説を否定するのも、聖人に非ざれば器(このて、聖人が世界の諸制度・諸器物を創造したという観念の成立を指摘し、

場合は武器)を制する能わずという観念によると説く。

主張を考慮する必要があると思われる。

主張を考慮する必要があると思われる。

に、黄帝伝説の側では、聖王製器の観念が強く作用していたであろうが、に、黄帝伝説の側では、聖王製器の観念が強く作用していたであろうが、に、黄帝伝説の側では、聖王製器の観念が強く作用していたであろうが、に、黄帝伝説の側では、聖王製器の観念が強く作用していた。確かに登場しているのである。従って、蚩尤作兵説の否定については、やは、正登場しているのである。従って、蚩尤作兵説の否定については、戦争は、立れる代わりに、黄帝作兵が主張されている訳ではない。「人生まれなされる代わりに、黄帝作兵が主張されている訳ではない。「人生まれなされる代わりに、黄帝作兵が主張されている訳ではない。「人生まれなされる代わりに、黄帝作兵が主張されている訳ではない。「人生まれなされる代わりに、黄帝作兵が否定と思われる。

察を加えてみたい。 次章では、『大戴礼記』が蚩尤を「庶人の貪者」とした理由について考る際の一つの手掛かりになると思われる。そこで、以上の分析を踏まえ、尤像の変化に影響を与えたと指摘されている点は、次なる課題を解決す但し、この見解の中で、聖王製器伝説の成立という聖人観の変化が蚩

第四章 蚩尤と黄帝の関係

や黄帝神話・蚩尤神話の関係に留意して検討する。は、その理由について、右の考察結果を踏まえつつ、更に聖人観の変化して、『大戴礼記』のみは、蚩尤を「庶人の貪者」としていた。本章で多くの神話伝説が、蚩尤を天子・諸侯など高位の為政者とするのに対

第一節 武器製造伝説

黄帝・蚩尤の関係について考察してみたい。黄帝・蚩尤の関係を分析する第一の観点は、武器製造伝説である。蚩茂帝と兵器との関係について考察してみたい。 東代画像石に描かれる武器を武器の創始者とする立場が多数存在した。 漢代画像石に描かれる武器を武器の創始者とする立場が多数存在した。 漢代画像石に描かれる武器を武器の創始者とされている可能性が高い。両者の関係は、先ず、である武器の創始者とされている可能性が高い。両者の関係は、先ず、この武器製造という点に於て最も鮮明に表出すると予想される。 まだ そこで、以下では、種々の兵器の起源に関する諸伝説を基に、蚩尤を武器製造という点に於て最も鮮明に表出すると予想される。 まだ 大作兵説について考察してみたい。

先ず、蚩尤の創始とされる武器には、次のようなものがある。

- ・五兵(戈・殳・戟・酋矛・夷矛)(『呂氏春秋』蕩兵篇)
- 剣戟矛鎧(『管子』地数篇)

である。 これに対して、黄帝あるいは他の聖王を起源とする武器は、次の如く

- ・黄鉞…玄女が黄帝に授与(『黄帝内伝』)
- 兜鍪…玄女が黄帝に授与(『黄帝内伝』)
- 牙旗…黄帝(『黄帝出軍決』)
- 下の牟夷と揮、『墨子』非儒篇では羿、『荀子』解蔽篇では『山海経』海内経では少昊の子般、『世本』 では黄帝の臣弓矢…『太白陰経』では庖羲、『易』繋辞伝では黄帝・堯・舜、

軍神の変容―中国古代に於ける戦争論の展開と蚩尤像― (二)(湯浅)

倕と浮遊、『呂氏春秋』勿躬篇では夷羿、『礼記』射儀篇で

に損

- ・六纛…玄女が黄帝に授与(『黄帝内伝』)
- 五方旗…黄帝(『黄帝内伝』『通典』)
- ・鉦…玄女が黄帝に授与(『黄帝内伝』)

とされている場合も見える。とされている場合も見える。ところが、次の如く、一つの武器について蚩尤・黄帝両者がその起源れらの武器については、その伝説間に対立や矛盾はないと言える。の聖王を起源とするもの、に二分されていることが分かる。従って、このように、各々の武器は、蚩尤を起源とするもの、黄帝あるいは他このように、各々の武器は、蚩尤を起源とするもの、黄帝あるいは他

- 衣甲…『太白陰経』では蚩尤、『黄帝内伝』では黄帝
- ・刀……『龍魚河図』では蚩尤、『漢武洞冥記』では黄帝。・干戈…『王子年拾遺記』では庖羲、『呂氏春秋』蕩兵篇では蚩尤。
- ・弩……『古史考』では黄帝、『龍魚河図』では蚩尤。
- ・旗幟…『列子』黄帝篇では黄帝、『太白陰経』では蚩尤、『黄帝内・

状態にあることを示唆しているのである。立の関係にある。即ち、一つの武器に関して、蚩尤・黄帝両伝説が拮抗立の関係にある。即ち、一つの武器に関して、蚩尤・黄帝両伝説が拮抗これらは、前記の武器伝説とは異なり、黄帝・蚩尤が並立あるいは対

在する。 こうした矛盾・対立を解消せんとするような伝説も存れているのが、こうした矛盾・対立を解消せんとするような伝説も存れ

尤の時、金を爍して兵と為し、革を割きて甲と為し、始めて五兵の時、石を以て兵と為し、……黄帝の時、玉を以て兵と為す。蚩上古庖羲氏の時、弦木もて弓と為し、剡木もて矢と為す。神農氏

に各伝説を矛盾なく統合し得ているのである。

に各伝説を矛盾なく統合し得ているのである。

に各伝説を矛盾なく統合し得ている。即ち、歴代聖王と蚩尤とはいずれが金属製武器の創始者とされている。即ち、歴代聖王と蚩尤とはいずれでは、神農が石製武器の創始者、黄帝が玉製武器の創始者、そして蚩尤では、神農が石製武器の創始者、黄帝が玉製武器の創始者、そして蚩尤を高い、既に第一章で取り上げた『太白陰経』の所伝であるが、ここと和は、既に第一章で取り上げた『太白陰経』)

導いている。「世本』を為るは即ち蚩尤自り始まる」(巻九)との結論を而して金を鑄して刃を為るは即ち蚩尤自り始まる」(巻九)との結論を「世本に、蚩尤金を以て兵器を作る。然らば則ち兵は蓋し炎帝に始まり、百七十引く『世本』作篇)と記しており、これを受けて『事物紀原』も、『玉七同様に、『世本』も、「蚩尤金を以て兵器を作る」(『太平御覧』二また同様に、『世本』も、「蚩尤金を以て兵器を作る」(『太平御覧』二

意識に基づく記述ではなかったかと推測される。

本』と類似する意識、即ち黄帝・蚩尤両伝説を矛盾なく統合せんとする蚩尤とは別人とする見方もあるが、或いはこれも、『太白陰経』や『世て武器を創作したとするものであった。これについては、黄帝と戦ったなり、黄帝・蚩尤を君臣関係に置いて、蚩尤が黄帝のために金属を用い更に、前稿で取り上げた『管子』地数篇の所伝も、他の神話伝説と異

してもこのように、武器製造に関して蚩尤は、黄帝に比肩し得ぬ微力ないる場合など、多様な伝説の存在が明らかとなった。そして、いずれに対立・並立関係にある場合、更には両系統が矛盾を回避して統合されて並存していることが分かる。また、その両系統が一つの武器をめぐって並存していることが分かる。また、その両系統が一つの武器をめぐってがられば、主として蚩尤をその起源とする系統と、黄帝を起源とする系統とがに問題を持つものもあるが、大局的に見れば、武器製造伝説に関してこのように、武器製造伝説を掲げる文献は雑駁であり、その資料的価

たと推測されるのである。存在などではなく、黄帝とその系統を二分する程の勢力を持つ存在であっ

第二節 軍神伝説

する存在であったことが、次の諸資料から推察される。第二に、これに関連して、軍神という点に於ても、蚩尤は黄帝に匹敵

先ず、前述の『太平御覧』引く『龍魚河図』では、黄帝は蚩尤を征服 たず、前述の『太平御覧』引く『龍魚河図』では、黄帝は蚩尤の形象 としてその末路を見せしめにしたという意味である可能性もあるが、或 としてその末路を見せしめにしたという意味である可能性もあるが、或 としてその末路を見せしめにしたという意味である可能性もあるが、或 である可能性も高いと考えられる。遂には黄帝に敗れたとは言え、その である可能性も高いと考えられる。遂には黄帝に敗れたとは言え、その である可能性も高いと考えられる。遂には黄帝に敗れたとはಪ尤の形象 とず、前述の『太平御覧』引く『龍魚河図』では、黄帝は蚩尤を征服

と考えられる。 とである。 当式が乗てた桎梏が「楓木」 に化し(『山海経』大荒南経)、雲気の内、旗の形に類似し軍事に関係す にという蚩尤の無状に因んだ遊戯を「蚩尤 の大、旗の形に類似し軍事に関係す にという世光の乗び、要素の内、旗の形に類似し軍事に関係す に対し、『山海経』大荒南経)、雲気の内、旗の形に類似し軍事に関係す に考えられる。

また、この軍神としての蚩尤は、単に民衆の俗信として信仰されたと

ば公的な祭祀の対象とされていたことが分かる。いら訳ではなく、次のように、秦の始皇帝や漢の高祖劉邦からも、言わ

されている。主」とされており、この地を巡遊した始皇帝もこの「八神を祠」ったと主」とされており、この地を巡遊した始皇帝もこの「八神を祠」ったと先ず、右の『史記』封禅書に於て、蚩尤は、斉の八神の内の第三「兵

り、天下を平定した後、蚩尤の祠を長安に建立させたという。また次の如く、高祖劉邦は、挙兵し沛公となるに及んで蚩尤を沛に祠

高祖初めて起ち、豊の枌楡社に祈り、沛を徇へて、沛公と為り、高祖初めて起ち、豊の枌楡社に祈り、沛を仰へて、沛公と為り、諸侯と咸陽を平げ、立ちて漢王と為る。……後四歳、天下已に定まり、と咸陽を平げ、立ちて漢王と為る。……後四歳、天下已に定まり、諸侯則ち蚩尤を祠り、鼓旗に釁す。遂に十月を以て灞上に至り、諸侯しむ。(『史記』封禅書)

(『新序』善謀下)と表現され、馬厳が武器庫に蚩尤を祭らせたとされる更に、劉邦の強兵の様子が「此れ蚩尤の兵、人の力に非ざるなり」

(『後漢書』馬援伝)ことなども、蚩尤が偉大な軍神として公的に祭祀 畏敬の対象となっていたことを示唆していると言えよう。

され、また後の兵法家から兵家の祖と仰がれているからである。(ദ たであろうか。 いたとすれば、 このように、蚩尤が軍神として畏敬され、公的祭祀の対象にもなって それは、黄帝の神格の一部を侵犯することにならなかっ 何故なら、黄帝は、武器を含むあらゆる事物の創始者と

尤の両神を祭ったとされている。 祭り」と、先の封禅書の記載とは異なり、劉邦は挙兵に際して黄帝・蚩^(g) この点について、『史記』高祖本紀では、「黄帝を祠り、蚩尤を沛庭に

引く)と、黄帝は天下を平定したことによって、また蚩尤は「五兵を好ぽ) む。蚩尤五兵を好む。故に之を祠祭して福祥を求むるなり」(『史記集解 い。両者はともに「福祥」を求め得る神格と考えられているのである。 んだという点に於て、いずれも祭祀の対象になったと説明する。ここに 『漢書』芸文志兵形勢に、兵書『蚩尤二篇』が記され、更に、『隋書』経 これについて応劭は、「左伝に曰く、黄帝阪泉に戦ひ、以て天下を定 また、後の兵学者から、黄帝が兵家の祖とされるのに対して、蚩尤も、 黄帝・蚩尤両神への祭祀が矛盾した行為であるとの意識は見られな

黄帝両神話の拮抗状態を反映する現象であったと考えられる。 並んで祭祀される場合もあり、それは、 存在したとされる点も、こうした事情を物語っていると思われる。 籍志に、両者の名称を併記した『黄帝蚩尤風后行軍秘術』の如き兵書が このように、蚩尤は、単独で畏敬・祭祀される場合とは別に、 先の武器製造伝説同様、 蚩尤。 黄帝と

話の関係地として先ず想起されるのは、この斉と涿鹿である。 尤は斉の軍神とされ、また、最後は涿鹿の地に戦死したという。蚩尤神 注目しておきたい。前節の『史記』封禅書や五帝本紀に見える如く、蚩 こうした状況を補足するものとして、第三に、蚩尤伝説の関係地域に

理してみると次の如くである。 指摘しているが、今、その指摘を参考にし、更に諸伝記載の関係地を整 古籍出版社、一九八○年)は蚩尤終焉の地が各地に分散していることを ていることが分かる。この点について、既に袁珂『山海経校注』(上海 ところが、その関係地はこれに止まらず、かなり広範な地域に展開し

な如く、「冀州」「太原」「中冀」「安州」など、蚩尤と斉地域との関係を 示す資料は多数に上る。 先ず、蚩尤が「兵主」として斉の地に祭祀されていたことから明らか

- 黄帝乃令應龍攻之冀州之野。(『山海経』大荒北経)
- 後紀』四 (黄帝) 傳戰執於中冀而殊之、爰謂之解 (三西省解県)。 (『路史
- 蚩尤乃逐帝 (赤帝)、爭于涿鹿之河 (阿)、赤帝大懾、 執蚩尤殺之於中冀、用名之曰絶轡之野。(『逸周書』嘗麦篇)
- 「 黄帝使應龍殺蚩尤于凶黎之谷」。或曰、斬蚩尤于中冀、 地日絶轡之野。 (『史記索隠』引皇甫謐・或説) 因名其
- 大荒東北隅中、有山名曰凶犁土丘。(『山海経』大荒東経
- 軒轅之初立也、 轅誅於涿鹿之野、 人身牛蹄四目六手、今冀州人掘地得髑髏、 有蚩尤氏、兄弟七十二人、銅頭鐵額、食鐵石、軒 蚩尤能作雲霧。涿鹿今在冀州、有蚩尤神。俗云 如銅鐵者、即蚩尤之骨

蚩尤伝説関係地

戟 也。 (『述異記』巻上) 其民兩兩三三、 今有蚩尤齒、長二寸、堅不可砕、 頭有角、與軒轅鬪、以角觝人、人不能向。今冀州有樂名蚩尤 頭戴牛角而相觝、 漢造角觝戲、蓋其遺製也。 秦漢間説蚩尤氏、耳鬂如劍

太原村落間祭蚩尤神、不用牛頭。 漢武帝時太原有蚩尤神畫、見龜足虵首口、 (『述異記』巻上) 今冀州有蚩尤川、即涿鹿之野。 疫其俗、 遂爲立祠。

などが挙げられよう。 また、その周辺地域として、やや中原寄りの、「東平」「寿張」「巨野_

蚩尤冢在東平郡壽張縣闞郷域中、 葬之。(『史記』五帝本紀『集解』引『皇覧』) ……、傳言黃帝與蚩尤戰於涿鹿之野、黃帝殺之、身體異處、 ……肩髀冢在山陽郡鉅野縣重聚 故別

於是始皇遂東遊海上、行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬。 也。(『史記』封禅書) 泰山梁父。……三日兵主、 其祀絶、莫知起時。八神、 八神將自古而有之、或曰太公以來作之。齊所以爲齊、以天齊也。 祠蚩尤。蚩尤在東平陸監郷、 一日天主、祠天齊。……二日地主、祠 齊之西境

は南方に、「長安」「解州」などは西方に位置していると言えよう。 これらを概ね中国の東方および中原地区とすれば、「沛」「宋山」など

- 高祖初起、禱豐枌楡社。徇沛、 之祠於長安。(『史記』封禅書) 十月至灞上、與諸侯平咸陽、 令豊謹治枌楡社、常以四時春以羊**虡**祠之。令祝官立蚩尤 立爲漢王。……後四歳、天下已定、 爲沛公、則祠蚩尤、釁鼓旗。遂以
- 乃立季爲沛公。祠黄帝、祭蚩尤於沛庭、 而釁鼓旗。

軍神の変容 ― 中国古代に於ける戦争論の展開と蚩尤像 ―

=

(湯浅)

(『史記』高祖本紀)

- 是謂楓木。(『山海経』大荒南経) 有宋山者、……有木生山上、名曰楓木、楓木、 蚩尤所棄其桎梏、
- 解州鹽澤方二十里、久雨、四山之水悉注其中、 涸、滷色正赤、在版泉之下、俚俗謂之蚩尤血。 (『夢渓筆談』巻三、 未嘗溢、 大旱未嘗

辨證一)

基準にすれば、やや北方に位置付けられるであろう。 そして、黄帝・蚩尤の激戦地とされる「涿鹿」は、 これらの諸地域を

- ·與蚩尤戰於涿鹿之野。 (『史記』五帝本紀)
- 黄帝伐涿鹿而禽蚩尤。 (『戦国策』秦一)
- 然而黄帝不能致徳、與蚩尤戰於涿鹿之野、 流血百里。(『荘子』 盗

跖

• 晉太康地理記曰、阪泉亦地名也。 蚩尤城、城無東面、 (『水経注』 漯水) 魏土地記稱、 涿鹿東南六百里有蚩尤城。 泉水東北流、 與蚩尤泉會、 水出

涿鹿の位置自体についても諸説がある。 (5) た事実が明らかとなるであろう。 その原初的形態はともかく、秦漢時代には既に単なる一地方神ではなかっ り、一概に論ずることには無理がある。また、蚩尤と最も関わりの深い もっとも、これらの資料には、時代的な相違、資料的価値の差異もあ しかし大局的に見れば、蚩尤は、

響力を雄弁に物語るものであると思われる。 いることは、先の武器製造伝説、 かくの如く、蚩尤関係地が斉を中心にしながらも中国各地に展開して 軍神伝説の存在と共に、その神格の影

第四節 『荘子』盗跖篇の聖王批判

『荘子』盗跖篇に見える次のような聖王批判である。 かかる黄帝・蚩尤両神の拮抗状態を踏まえ、第四に注目されるのは、

神農の世、……此れ至徳の隆なり。然り而して黄帝は徳を致す能はず、蚩尤と涿鹿の野に戦ひ、流血百里。夷奸作りて、群臣を立て、湯其の主を放ち、武王紂を殺す。是れ自りの後、強を以て弱を陵ぎ、衆を以て寡を暴す。湯武以来、皆乱人の徒なり。……世ずる能はずして、涿鹿の野に戦ひ、流血百里。夷舜作りて、群臣を立ずる能はずして、涿鹿の野に戦ひ、流血百里。夷舜作りて、群臣を立た拘はる。此の六子は、世の高しとする所なり。之を孰論するに、情利を以て其の真を惑はして、強ひて其の性情に反す。其の行乃ち甚だ羞ず可きなり。

王は羑里に拘はる」とことごとく批判する。は不慈、舜は不孝、禹は偏枯、湯は其の主を放ち、武王は紂を伐ち、文不徳が齎したものとする。また、これに続く歴代聖王についても、「堯帝については「徳を致す能はず」と評し、蚩尤との戦いは、その黄帝の右の如く、盗跖篇は、神農について「至徳の隆」と絶賛する一方、黄

これは、他の蚩尤神話とは全く異なる立場であると言えよう。為政者の不徳が戦乱を齎したとして、逆に黄帝を批判しているのである。判し、黄帝・蚩尤の戦いについても、蚩尤の暴虐を責めるのではなく、このように、『荘子』盗跖篇は、儒家の顕彰する歴代聖王を厳しく批

て如何なる意味を持っていたと言えるであろうか。 それでは、黄帝と蚩尤をめぐる右の如き状況は、『大戴礼記』にとっ

譜を確立せんとする『大戴礼記』にとって、そうした状況は、 などではなく、ましてや黄帝に匹敵し得る天子や諸侯ではなかったとす らの聖王批判を回避するためには、そもそも蚩尤は武器や戦争の創始者 不利な状況も存在した。そこで、両神話の拮抗状態を打破し、他学派か 聖王黄帝の地位低下を齎す危険な現象と捉えられたのではなかろうか。 を登場させていた。とすれば、偉大な黄帝像を掲げ儒家的聖王伝説の系 代以降である。『大戴礼記』も前記の如く、 帝は登場しない。儒家による黄帝の本格的な取り込みが始まるのは、漢 を反映する文献『詩経』『書経』『論語』『墨子』『孟子』などにはまだ黄 る必要があったのではなかろうか。 の不徳にあったとの批判に象徴されるように、黄帝神話にとってむしろ 力を持つと考えられていた。更にまた、黄帝・蚩尤の戦いの原因が黄帝 即ち、武器製造伝説、 楊寛「中国上古史導論」が既に指摘する如く、(⑤) 軍神伝説などに於て、蚩尤は黄帝に匹敵する勢 超越的支配者としての黄帝 先秦早期の思想的状況 相対的に

黄帝の側にそれを求める強い必然性があったと考えられるのである。えて蚩尤を庶人の地位にまで貶めるのは、かくの如く、蚩尤よりはむしろ春秋』同様、その作兵説を否定するのみで良い筈である。『大戴礼記』が敢仮に、戦争の起源を蚩尤にではなく人間自体に求めるだけならば、『呂氏

て考察してきた。蚩尤は、武器製造者として、また、軍神として、黄帝他の諸資料に見える蚩尤像、並びに黄帝神話と蚩尤神話との関係につい以上、本章では、『大戴礼記』の蚩尤観を解明する手掛かりとして、

その端的な一例である。 跖篇が蚩尤の暴虐を等閑に付しつつ専ら黄帝の側の不徳を批判するのは、思想に対して、他学派からは厳しい批判も寄せられていた。『荘子』盗に展開して行った。一方、歴代聖王の治世を顕彰する儒家の復古的政治とその勢力を二分する神格であり、その神話伝説も、時代を越えて各地

人像を維持保全せんとする切実な意図が存在したと考えられるのである。話改変の背後には、為政者による軍事活動を正当化し、また、儒家的聖するのではなく、単なる庶人の地位に貶めた。そして、こうした蚩尤神間存在そのものの中に追求した。また、蚩尤を、黄帝に匹敵する神格と篇同様、兵の起源を蚩尤の暴虐という特殊個別的な事象にではなく、人篇同様、兵の起源を蚩尤の暴虐という特殊個別的な事象にではなく、人

結語

更に蚩尤を庶人の貪者の地位に貶めた。を否定した。また、『大戴礼記』用兵篇も、同じく蚩尤作兵説を否定し、氏春秋』蕩兵篇は、他のほとんどの伝承の前提となっている蚩尤作兵説る『呂氏春秋』蕩兵篇、『大戴礼記』用兵篇について検討してきた。『呂本稿では、黄帝・蚩尤に関する神話・伝説の中で、特異な位置を占め

政者の地位から引き摺り落としたのは、儒家的聖王像の維持と密接な関事象と位置付けるためであった。また、『大戴礼記』が蚩尤を高位の為が蚩尤作兵説を否定するのは、戦争を、人間の本性に根差した必然的な密接な関係を持つ意図的な主張であった。『呂氏春秋』や『大戴礼記』それは、蚩尤の一異伝を紹介したというものではなく、各々の思想と

係があると考えられた。

の軍神としての地位を剥奪されたのである。 (**) このように、軍神蚩尤は、皮肉なことに軍事関係文献の中に於て、そ

別稿に於て、更にこうした点を追究することとしたい。つとすれば、その後、蚩尤はどのように変容して行ったのであろうか。春秋』や『大戴礼記』の蚩尤観が、蚩尤伝説の展開と一定の関わりを持事思想史の上で、どのような位置を占めるのであろう(&)。また、『呂氏氏春秋』や『大戴礼記』は、中国古代の思想史、特に『孫子』以来の軍氏春秋』や『大戴礼記』は、中国古代の思想史、特に『孫子』以来の軍

注

- (『島根大学教育学部紀要』第二十六巻、一九九二年)。(1) 拙稿「軍神の変容-中国古代に於ける戦争論の展開と蚩尤像-(一)」
- (『島根大学教育学部紀要』第二十五巻、一九九一年)参照。(2) 拙稿「『呂氏春秋』の義兵説-『墨子』『司馬法』との対比-」
- また、原文については、必要と思われるものを逐次注記する。(3) 以下、『呂氏春秋』の訓読に際しては、陳奇猷『呂氏春秋校釈』に従う。

- (6) 兵所自來者久矣、……五帝固相與爭矣。……人曰、蚩尤作兵、蚩尤非

- 故古之賢王有義兵而無有偃兵。故立天子。天子之立也出於長、長之立也出於爭。爭鬪之所自來者久矣、不可禁、不可止、之立也出於長、長之立也出於爭。爭鬪之所自來者久矣、不可禁、不可止、君不足治之、故立天子。天子之立也出於君、君
- 微巨之爭也。今世之以偃兵疾説者、終身用兵而不自知悖。 援推、兵也、連反、兵也、侈鬭、兵也、三軍攻戰、兵也。此八者皆兵也、行) 察兵之微、在心而未發、兵也、嫉視、兵也、作色、兵也、傲言、兵也、
- (2)の拙稿参照。 (2)の拙稿参照。 (8) 従って、『呂氏春秋』の義兵説は、「義兵」という表現を使用しながら
- 作説をめぐって-」(『呂氏春秋研究』第五号、一九九二年)参照。(9) この点の詳細については、拙稿「『呂氏春秋』の軍事思想-兵陰陽家著
- (10) 『金陵斉魯華西三大学中国文化研究彙刊』(第二巻、一九四二年)所収。
- 谢夔跂。 黄帝之時、以玉爲兵、蚩尤之時、爍金爲兵、割革爲甲、始制五兵建旗幟、黄帝之時、以玉爲兵、蚩尤之時、爍金爲兵、割革爲甲、始制五兵建旗幟、(11) 上古庖羲氏之時、弦木爲弓、剡木爲矢、神農氏之時、以石爲兵、……
- 二六年。(2) 『武内義雄全集』第三巻(角川書店、一九七九年)所収。 初出は一九(2)
- (3) この『大戴礼記』の二本が成立したと説く。
 田「二戴記解題」(『中央研究院民族学研究所集刊』三十二、一九七二年)
 正、前漢までに存在していた礼の原資料を、武帝・宣帝期に戴徳・戴聖が各々引用する際、各々異なる引用・刪略・併合を施したために『大戴
 が各々引用する際、各々異なる引用・刪略・併合を施したために『大戴
 と
 れ記』『小戴礼記解詁』に類似する見解として屈万里の説がある。屈万

- 私見により句点の位置を変えて訓んだ箇所がある。書局・十三経書清人注疏、一九八三年)に依拠することとするが、一部(4) 以下、『大戴礼記』の訓読に際しては、王聘珍『大戴礼記解詁』(中華
- (『大戴礼記』用兵篇)
 (15) 公曰、用兵者、其由不祥乎。子曰、胡爲其不祥也。聖人用兵也、以禁於天下也。及後世貪者之用兵也、以刈百姓、危國家也。公曰、古漢止暴於天下也。及後世貪者之用兵也、以刈百姓、危國家也。公曰、古人生有喜怒。故兵之作、與民皆生。聖人用兵也、以禁以,公曰、用兵者、其由不祥乎。子曰、胡爲其不祥也。聖人用兵也、以禁(『大戴礼記』用兵篇)
- 16 雪大滿、甘露不降、百草嫣黄、 而暴慢是親、讒貸處穀、法言法行處辟、 公懼焉曰、在民上者、可以無懼乎哉。 之不論不議也。殀傷厥身、失墜天下。夫天下之報殃於無徳者、必與其民。 而幼風是御、厤失制、攝提失方、鄒大無紀、 皇天、上神歆焉、故永其世而豐其年也。夏桀・商紂羸暴於天下、暴極不 湯文武者、猶威致王、今若存。夫民思其徳、 聖人愛百姓而憂海内、及後世之人、思其徳必稱其仁、故今之道堯舜禹 力政不朝於天子、六蛮四夷交伐於中國。 殺戮無罪、不祥于天、粒食之民、布散厥親、 五穀不升、 妖替天道、逆亂四時、 民多夭疾、六畜醉眥、 不告朔於諸侯、玉瑞不行諸 於是降之災、水旱臻焉、霜 必稱其人、朝夕祝之、 疏遠國老、 幼色是興、 禮樂不行、 此太上
- 在『大戴礼記』中に並存している「孔子三朝記」とそれ以外の諸篇との古くから一応の独立性を持つ文献であると考えられている。従って、現要があると思われる。前記の如く、用兵篇を含む「孔子三朝記」七篇は(17) その際、『大戴礼記』と「孔子三朝記」との関係についても留意する必

して行くこととする。 については、「孔子三朝記」中の資料とそれ以外の諸篇中の資料とを併記らした点についても、併せて検討するために、以下、各項に掲げる資料間には、思想的な整合性がある可能性とない可能性とが想定される。こ間には、思想的な整合性がある可能性とない可能性とが想定される。こ

- (同、第七十章)。 る者は希なり。我に則る者は貴し。是を以て聖人は、褐を被て玉を懐く」る者は希なり。我に則る者は貴し。是を以て聖人は、褐を被て玉を懐く」「虚しくして屈きず、動かせば愈々出す」(『老子』第五章)、「我を知
- 日徳、陰日刑。(『大戴礼記』四代) 子曰、有天徳、有地徳、有人徳、此謂三徳。三徳率行、乃有陰陽、陽
- (『大戴礼記』誥志) (22) 天生物、地養物、物備與而時用常節、曰聖人、主祭于天、曰天子。

- 義、利之本也。(『大戴礼記』四代)(33) 子曰、聖、知之華也。知、仁之實也。仁、信之器也。信、義之重也。
- 惡焉、必有惡質在其中者矣。(『大戴礼記』四代) 蓋人有可知者焉、貌色聲衆有美焉、必有美質在其中者矣、貌色聲衆有
- 祀則得福、以征則服、此唯官民之上徳也。(『大戴礼記』虞戴徳)以天下平而國家治、民亦無貸、居小不約、居大則治、衆則集、寡則繆、曰昌、人事曰比、兩以慶。違此三者、謂之愚民、愚民曰姦、姦必誅。是(25) 是故聖人之教於民也、以其近而見者、稽其遠而明者。天事曰明、地事
- 千乗)
 千乗)
 千乗)
 大政以教百姓、百姓齊以嘉善、故蠱佞不生、此之謂良民。(『大戴礼記』
- 氣内畜、雖欲隱之、陽怒必見。(『大戴礼記』文王官人)(8) 四日、民有五性、喜怒欲懼憂也。喜氣内畜、雖欲隱之、陽喜必見、

怒

- 孝者、有隱於交友者、如此者、不可不察也。(『大戴礼記』文王官人)有隱於仁質者、有隱於知理者、有隱於文藝者、有隱於廉勇者、有隱於忠之知,五曰、生民有霧陽、人有多隱其情、飾其僞、以賴於物、以攻其名也。
- 非誠質者也。(『大戴礼記』文王官人) 六日、言行不類、終始相悖、陰陽克易、外内不合、雖有隱節見行、曰
- 物。是故聖人之教于民也、率天如祖地、能用民徳。是以高舉不過天、深慮不過非反天而到行邪、故有子不事父、不順、有臣不事君、必刃。順天作刑、地生庶以行斧鉞也。父之於子、天也、君之於臣、天也、有子不事父、有臣不事君、是(3)、公曰、善哉、以天教于民、可以班乎。子曰、可哉、雖可而弗由、此以上知所

地、質知而好仁、能用民力。(『大戴礼記』虞戴徳)

- 率名數地實也。是以不至必誅。(『大戴礼記』虞載徳) 天子告朔於諸侯、率天道而敬行之、以示威于天下也。諸侯内貢於天子、
- 守、三至行焉可以征。(『大戴礼記』主言) 地治之、不可以霸主。是故昔者明主内脩七教、外行三至。七教脩焉可以非道不明。雖有國焉、不教不服、不可以取千里。雖有博地衆民、不以其(33) 孔子曰、吾語女、道者所以明徳也、徳者所以尊道也、是故非徳不尊、
- (34) 故曰、所謂天下之至仁者、能合天下之至親者也、所謂天下之至知者、《4)故曰、所謂天下之至仁者、能母天下之至親者也、所謂天下之至明者、能選天下之至良者也、此三者。以道之所廢者也。彼廢道而不行、然後誅其君、至其征、弔其民而不奪其以道之所廢者也。彼廢道而不行、然後誅其君、至其征、弔其民而不奪其以道之所廢者也。彼廢道而不行、然後誅其君、至其征、弔其民而不奪其以之所廢者也。彼廢道而不行、然後誅其君、至其征、弔其民而不奪其以之所以行。以曰:
- 而明、是天道也。(『大戴礼記』哀公問於孔子) 不已也、是天道也。不閉其久也、是天道也。無爲物成、是天道也。已成不已也、是天道也。不閉其久也、是天道也。無爲物成、是天道也。已成
- 出刑、刑出慮、慮則節事於近、而揚聲於遠。(『大戴礼記』四代)日徳、陰曰刑。公曰、善哉、再聞此矣。陽徳何出。子曰、陽徳出禮、禮(36)子曰、有天徳、有地徳、有人徳、此謂三徳。三徳率行、乃有陰陽、陽
- 制度制地事。(『大戴礼記』千乗) ……司寇司秋、以聽獄訟、治民之煩亂、執權變民中。 ……司空司冬、以37) 司徒典春、以教民之不則時・不若・不令。 ……司馬司夏、以教士車甲。
- (38) 餝五兵及木石曰賊、以中情出、小曰閒、大曰講、利辭以亂屬曰讒、

以

財投長日貸、凡犯天子之禁、陳刑制辟、以追國民之不率上教者。(『大戴

礼記』千乗)

- (3) 其於信也、如四時春秋冬夏。(『大戴礼記』主言)
- 山不崩解、陵不施谷、川浴不處、深淵不凅。(『大戴礼記』誥志)(40) 聖人有國、則日月不食、星辰不隕、勃海不運、河不滿溢、川澤不竭、
- や矛盾は存在しないと考えられる。 「孔子三朝記」所属の篇および他の諸篇を併置するよう努めたが、これら「孔子三朝記」所属の篇および他の諸篇を併置するよう努めたが、これらい。 また、注(17)で述べたように、各項目を分析する際、資料として、
- | 第二巻第一期。| (4) 『古史辨』第七冊中編(一九三四年)所収。初出は『燕京大学史学年報』(4) 『古史辨』第七冊中編(一九三四年)所収。初出は『燕京大学史学年報』
- (43) 『龍魚河図』では、「蚩尤没するの後、天下復た擾乱して寧からず」との点については、別稿に於て詳述したい。
 ここでは、黄帝が蚩尤の末路を見せしめにしたのではなく、蚩尤に対する人々の畏怖の念を逆に利用したと解釈できよう。一方、黄帝による見せしめとしての要素が濃厚なものとして、馬王堆漢墓帛書『十六経』五世貪虐の戒になったと、蚩尤の形象が訓戒の意を持つことを強調する。この点については、別稿に於て詳述したい。
- 棄其桎梏、是爲楓木。(『山海経』大荒南経)(4)有宋山者。有赤蛇。名曰育蛇。有木、生山上。名曰楓木。 楓木蚩尤所
- 蚩尤之旗、類彗而後曲、象旗。見則王者征伐四方。(『史記』天官書)、熒(绐) 有其状若衆植華以長、黄上白下、其名蚩尤之旗。(『呂氏春秋』明理)、

- 惑之精、 流爲析旦・蚩尤旗・昭明・司危・天攙、……又曰、 有雲若植雚竹長、黄上白下、名曰蚩尤旗。(『隋書』天文志) 亂國之王、
- 46 長二寸、 四目六手、今冀州人掘地得髑髏、 以角觝人、人不能向。今冀州有樂名蚩尤戯。其民兩兩三三、 之於涿鹿之野、蚩尤能作雲霧。涿鹿今在冀州、 軒轅之初立也、 漢造角觝戱、蓋其遺製也。(『述異記』巻上) 堅不可砕、 有蚩尤氏、兄弟七十二人、銅頭鐵額、 秦漢間説蚩尤氏、 如銅鐵者、 耳鬓如劍戟、 即蚩尤之骨也。今有蚩尤齒、 有蚩尤神、俗云人身牛蹄 頭有角、 食鐵石、 頭戴牛角而 與軒轅鬪、 軒轅誅
- 47 日兵主、 知起時。 五曰陽主、祠之罘。六曰月主、祠之萊山。……七曰日主、祠成山。…… 将自古而有之、或曰太公以來作之。齊所以爲齊、 八日四時主、 於是始皇遂東遊海上、 祠蚩尤。蚩尤在東平陸監郷、 八神、一曰天主、祠天齊。……二曰地主、 祠琅邪。(『史記』封禅書) 行禮祠名山大川及八神、求僊人羨門之屬。 齊之西境也。 以天齊也。其祀絶、 四日陰主、祠三山。 祠泰山梁父。 ……三 莫
- 48 豐謹治枌楡社、常以四時春以羊彘祠之。令祝官立蚩尤之祠於長安。(『史 記」封禅書 至灞上、與諸侯平咸陽、 高祖初起、 禱豐枌楡社。徇沛、爲沛公、則祠蚩尤、 立爲漢王。……後四歳、 天下已定、詔御史、 釁鼓旗。 遂以十月 令
- 49 北魏、舉三十二城、此蚩尤之兵、非人之力也。(『新序』善謀下) 夫漢王發蜀漢定三秦、 渉西河之外、 乘上黨之兵、下陘、 誅成安君、 破
- 50 51 漢書』馬援列伝) 勑 沈起呉子序曰、兵法始於黄帝、其後得其傅者、 (馬) 魏曹操、蜀諸葛孔明、其書皆行於世。(『事物紀原』戦陣攻守部) 嚴過武庫、 祭蚩尤、帝親御阿閣、觀其士衆、時人榮之。 周太公、 齊管仲、 呉孫 『後

- 53 52
 - 祠黄帝、 祭蚩尤於沛庭、 而釁鼓旗。 (『史記』高祖本紀)
- 福祥也。 應劭曰、 左傳曰、黄帝戰於阪泉、以定天下。蚩尤好五兵、 故祠祭之求
- 54 その注に「梁有黄帝蚩尤兵法一巻、亡」とある。
- 55 りの冀州とするものとに分かれる。 それらを漢代の州名で大別すれば、北方の幽州の地とするものと、斉寄 「涿鹿、 涿鹿の位置については、「涿鹿、 疏)、 今直隸宣化保安州南」(『史記会注考證』)など各種の見解があり、 「司馬云、涿鹿、 地名、故城今在上谷郡西南八十里」(同、 地名、今幽州涿鹿是也」(『荘子』盗跖 釈文、
- 56 陵弱、 湯放其主、武王伐紂、文王拘羑里。此六子者、 黄帝尚不能全徳、而戰涿鹿之野、 野、流血百里。堯舜作、立羣臣、湯放其主、 以利惑其眞而強反其性情、其行乃甚可羞也。 神農之世、……此至徳之隆也。 以衆暴寡。湯武以來、皆亂人之徒也。……世之所高、 流血百里。 然而黄帝不能致徳、 武王殺紂。自是之後、 堯不慈、 (『荘子』 盗跖 世之所高也、 舜不孝、 與蚩尤戰於涿鹿之 莫若黄帝、 孰論之、皆 禹偏枯、
- (57)・『古史辨』第七冊上編(一九三八年)所収
- 58 という事情もそうした変化を齎す一つの要因であったかと思われる。こ した蛮勇を誇る異形の軍神が既に時代の要請に合わなくなりつつあった 戴礼記』の軍事思想との関わりで齎された訳であるが、そもそも、こう の点については、別稿に於いて論述したい。 こうした蚩尤像の変化は、この場合、直接的には、『呂氏春秋』や『大
- 58 補助金一般研究(B)研究成果報告書「『史記』『漢書』の再検討と古代 春秋』『大戴礼記』の蚩尤観をめぐって―」(平成四・五年度科学研究費 この問題については、拙稿「中国古代に於ける戦争論の展開― 『呂氏

社会の地域的研究」、一九九四年)参照。